

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2023年3月29日

【会社名】 ドイツテレコム・アーゲー  
(Deutsche Telekom AG)

【代表者の役職氏名】 ティモテウス・ヘッティゲス(取締役会会長)  
Timotheus Höttges (Chairman of the Board of Management)  
Dr. クリスチャン・P.・イレック(財務担当取締役)  
Dr. Christian P. Illek (Member of the Board of  
Management; Finance)

【本店の所在の場所】 ドイツ連邦共和国 53113 ボン フリードリヒ・エーベル  
ト・アレー 140  
(Friedrich-Ebert-Allee 140, 53113 Bonn, The Federal  
Republic of Germany)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 錦 織 康 高

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー  
西村あさひ法律事務所

【電話番号】 03-6250-6200

【事務連絡者氏名】 弁護士 檜 野 平  
弁護士 牧 野 太 希  
弁護士 徳 橋 和 紀

【連絡場所】 東京都千代田区大手町一丁目1番2号大手門タワー  
西村あさひ法律事務所

【電話番号】 03-6250-6200

【縦覧に供する場所】 該当なし

注(1) 本書において、文脈により別異に解する必要がある場合を除き、下記の語は下記の意味を有するものとする。

- ・ 「当社」  
ドイツテレコム・アーゲー及び(適切な場合には)その連結子会社
- ・ 「当グループ」

ドイツテレコム並びに(適切な場合には)グループとしてのドイツテレコム及びその直接・間接子会社を意味する

(2) 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「ユーロ」は、一定の欧州連合加盟国の法定通貨であるユーロを指すものとする。本書に便宜上記載されている日本円への換算は、1ユーロ = 142.76円の換算率(2023年3月22日に株式会社三菱UFJ銀行が発表した対顧客電信直物売買相場の仲値)により換算されている。

## 1【提出理由】

当社及び当グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象(以下「当該事象」といいます。)が下記の通り発生したため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### 1. 当該事象の発生日

2023年2月1日

### 2. 当該事象の内容

2023年2月1日、当社は、当社の完全子会社であるGD Towers(GD Towers)(以下「GD Towers」といいます。)の51%の株式を、デジタルブリッジ・グループ(Digital Bridge Group, Inc.)及びブルックフィールド・インフラストラクチャー・パートナーズ(Brookfield Infrastructure Partners LP)に売却(以下「本件取引」といいます。)しました。初期価格は175億ユーロ(2兆4,983億円)(企業価値を基に算定)であります。本件取引による現金収益見積額は107億ユーロ(1兆5,275億3,200百万円)を見込んでおります。本件取引後に当社が保有するGD Towers株式は、49%であります。今後は、GD Towers株式を持分法によりドイツテレコムの財務書類に連結する予定であります。

### 3. 当該事象の損益に与える影響額

当該事象が当社の単体損益及び当グループの連結損益に与える影響額は、現在精査中であります。

以上